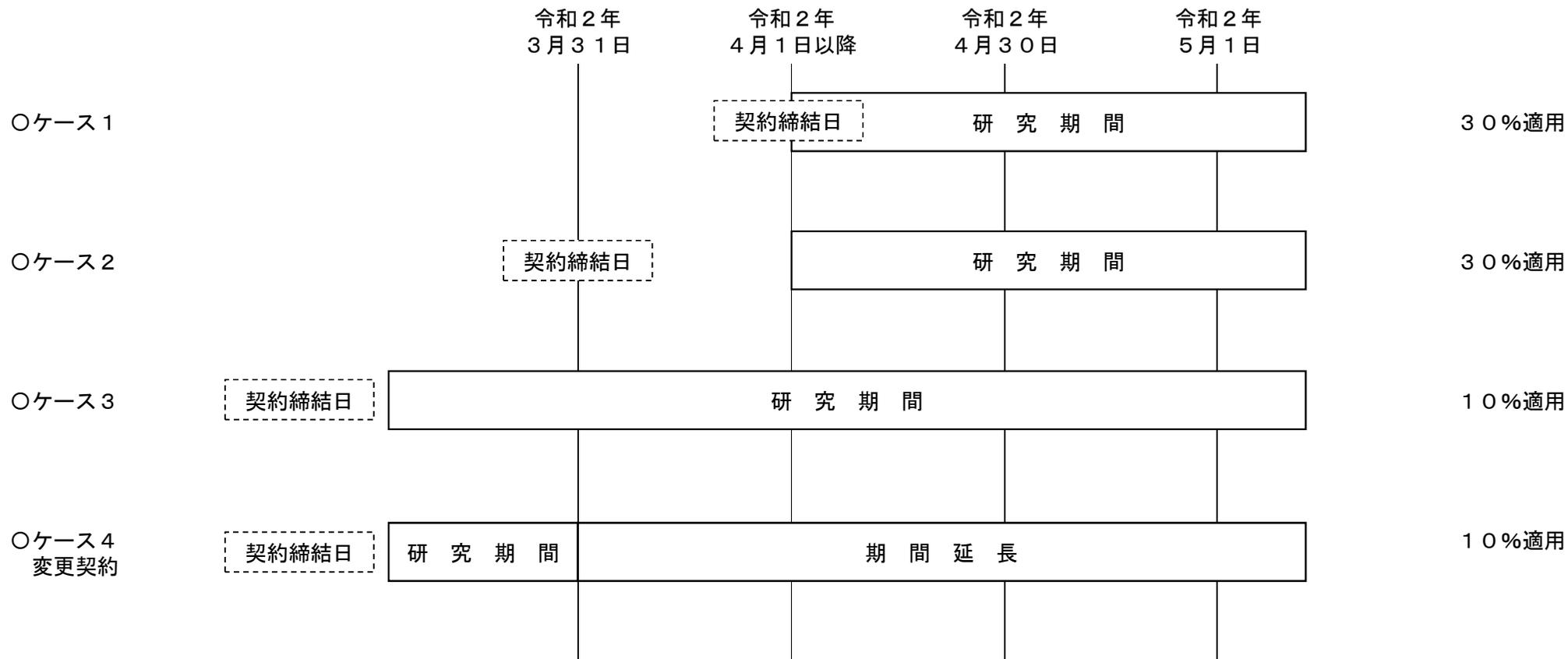


(別紙) 令和2年度以降の共同研究に係る間接経費の取扱いについて

◇運用開始時期(学内規定については、令和元年10月15日改正済)
 ○令和2年4月1日以降、新規に開始される共同研究*の場合
 ○令和2年4月1日時点で、継続中の共同研究*の期間と経費を変更する場合
 ※包括連携協定に基づく共同研究又は直接経費の額が500万円以上の共同研究の場合



※上記はあくまで例示であり、個別ケースに関して相談を必要とする場合は、担当までお問い合わせください。